

各障がい福祉サービス施設・事業所 御中

島根県健康福祉部障がい福祉課

「令和8年度（令和7年度からの繰越分）障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業（ICT導入支援事業）」の国庫補助協議について

このことについて、標記の事業の実施に係る国庫補助協議を行いますので、事業の実施を希望される事業者におかれましては、下記により協議書類を提出してください。

## 記

### 1 対象者

#### ① ICT機器の導入支援

障害福祉サービス事業者、障害者支援施設事業者、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者（以下、「障害福祉サービス事業者等」という。）（松江市内に所在する施設・事業所は除く）

#### ② AIカメラ等の導入支援

障害福祉サービス事業者等のうち、訪問系サービス事業者（居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、同行援護事業者、行動援護事業者、重度障害者等包括支援事業者）、就労定着支援事業者、一般相談支援事業者及び特定相談支援事業者を除いた事業者（松江市内に所在する施設・事業所は除く）

### 2 協議の手続

（別紙）の内容を確認の上、協議書類をメールで下記の提出先に提出してください。

### 3 提出期限

令和8年5月21日（木）17時【期限厳守】

### 4 提出先

メールアドレス：[syogai-ikusei@pref.shimane.lg.jp](mailto:syogai-ikusei@pref.shimane.lg.jp)

〈お問い合わせ先〉

島根県健康福祉部障がい福祉課 指導給付係 小倉

TEL：0852-22-5239 FAX：0852-22-6687

MAIL：[syogai-ikusei@pref.shimane.lg.jp](mailto:syogai-ikusei@pref.shimane.lg.jp)

## 1. 補助対象等

### ○補助対象

- ①情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム）
- ②ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）
- ③A Iカメラ等
- ④通信環境機器等（W i - F i、ルーターなど）
- ⑤保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）

### <留意点>

※④、⑤は、①～③の導入に必要なものに限り補助対象とする。

※当該年度中に係る経費のみを対象とする。また、購入を原則とし、リース又はレンタルは補助の対象外とする。

※②のソフトウェアについては、次のいずれかに該当する製品を対象とする。

- ・施設・事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む）、請求業務を一気通貫（転記等の業務が発生しない）で行うことが可能となっているものであるもの。
- ・バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）のためのソフトウェアであって、転記等の業務が発生しない一気通貫（転記等の業務が発生しない）の環境が実現できるもの。

※③のA Iカメラ等の導入については、防犯、虐待防止、事故防止など、利用者の安心安全のために活用するためのカメラであること。また、居室等の生活空間ではなく、共用スペースや、目の届きにくい建物内外の死角に当たる場所等が撮影範囲となるように設置すること。

※インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。

※「障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業 実施要綱」（令和8年1月15日付け障発0115第3号の別紙）の「5. 事業内容等（2）ICTの導入支援事業 ウ 補助対象」の内容をよく確認すること。

### ○補助割合

国：1／2、 県：1／4、 事業者1／4

※1施設又は事業所あたりの基準額：1,000千円

（参考：事業費が1,500千円の場合は、基準額1,000千円×3／4＝750千円が補助額となります。）

## 2. 提出書類

国庫補助協議を希望する事業者は、以下の協議書類を提出すること。

- ・事業計画書（別紙2-1-3（3））
- ・積算内訳書（別紙2-1-3（4））
- ・見積書の写し（必ず複数業者から徴収し、PDFファイルで提出すること）
- ・導入機器のパンフレット等（PDFファイル）

※提出様式、実施要綱、Q & A等の資料は、島根県のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/jigyousya/kaigotechnology07.html>

### 3. 留意事項

- ・ 令和8年度中に事業を完了する必要があります。
- ・ 本事業により ICT 機器等を導入した事業者は、客観的かつ定量的な指標に基づいて導入前後の比較を行い、生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について報告する必要があります。また、全国の施設・事業所における ICT の導入の参考に資するよう、導入製品の内容や導入効果等についてホームページ等で公表する必要があります。
- ・ 導入経費を算定するに当たっては、補助金の適正化や経済性の観点から、あらかじめ複数の業者から見積書を徴し、原則として最低価格を提示した業者を選定すること。
- ・ 他の国庫補助事業により補助を受けている場合は、本事業の補助対象となりません。
- ・ ICT 機器等の導入に伴う補助を希望する事業者は、県が開催する研修会に参加する必要があります（研修会への参加が補助を受ける要件となる）。研修会の開催時期等は、別途お知らせします。